

## 2024 年度 法学部 FD 活動方針・活動計画

### 1. 2024 年度法学部 FD 活動方針

本年度も学部 FD 活動においては、大学の内部質保証委員会および全学 FD 委員会の指針に従い、法学部自己点検・評価委員会と協力・連携し、学部教員の教育・研究能力の向上に繋がる方策の模索や、学生の活動支援を通じて、適切な計画実施に努める。

### 2. 2024 年度法学部 FD 活動計画

#### (1) 演習関連

1 年次のベーシック演習については、同演習での使用を目的として学部で作成の「テキスト&マテリアルズ」が改訂すべき時期にあるため、これを行いつつ、内容面においてより良い内容となるよう、その充実のあり方を検討する。3・4 年次のアドバンスト演習については、旧カリキュラムが適用される 4 年生と新カリキュラムが適用される 3 年生とが混在する過渡期にあたるため、両者にとって充実したものとなるよう、形式面・内容面共に適切な運用を図る。

#### (2) 海外法文化研修

法学部独自の短期留学制度の一環として、2024 年度はカナダ・カルガリー大学及び韓国・韓南大学の 2 カ国 2 大学への学生の派遣を準備している。研修の事前研究においては比較法の専門家からの講義などを学部として準備しており、参加者の実りある研修とその成果報告の達成に寄与する。加えて、新型コロナウイルス感染拡大に伴い休止中であった、オーストラリア・マッコーリー大学への 2025 年度以降の研修再開に向けて、関係各所と調整を行う。

#### (3) 韓南大学との学術交流

法学部法律学科は、2003 年度より年に一度教員及び学生間における学術交流を行っており、2020 年度・2021 年度を除き（新型コロナウイルス感染拡大のため）、隔年でお互いのキャンパスで実施してきた。2023 年度は韓南大学で開催されたため、本年度は南山大学での交流会の開催が予定されている。先方を迎える準備のほか、本学側において多くの学生が応募できる環境づくりのため、必要な検討を行う。

#### (4) 司法特修コース

司法特修コースとは、法曹三者などの高度な法律専門職を目指す学生を対象に、法科大学院で行われているような双方向の少人数授業の履修、共同研究室の利用など、最適な学びの場を提供するコースである。所定の要件を満たせば、3年次終了後、本学法務研究科への進学が可能なカリキュラムを提供している。本年度もこれらの特徴につき学生にアウンスし、本学法務研究科への進学希望の学生のニーズに応えられるよう対応しつつ、課題としてコース選択学生の途中離脱といった事象などが可視化されてきたことから、このような課題につき、法務研究科と連携しつつ協議・検討を行う。

#### (5) 法学会関連

南山大学法学会は、法学および関連諸学の研究を促進することを目的とし、法学部の専任教員を正会員、法学部学生ならびに大学院法務研究科および大学院法学研究科学生を準会員とする組織である。今年度も従来実施してきた諸活動（各種施設参観、外部の識者を講師とする講演会、懸賞論文の募集など）を実施しつつ、細部において課題が指摘されているものについては、適切な運用を模索する。

ゼミナール委員会については、ゼミナール紹介の諸事業（ゼミ説明会の実施、法友南山の編集・発行）のほか、学内外での交流事業（サマーセミナー、卒業記念パーティ、新入生歓迎交流会）といった、本学部の教育の充実に資する学生主体の組織的教育活動に対して教員が適切・効果的な指導を行うことで、その活動を育成支援する。

#### (6) FD 企画等の活動

全学 FD 委員会及び法学部自己点検・評価委員会の活動を踏まえ、全学 FD 企画への積極的な参加を促しつつ、また、法学部独自の FD 委員会を開催する（具体的な企画のひとつとして、昨年度、図書館の電子リソースポータルにつき、英米法の分野に関するデータベースとして、「WestlawNext」が導入され、この利用に関する講習会を予定している）。

なお、日常的授業参観については、実際に実施する教員がほとんどいない状況であることに鑑み、この現状を教員間で共有し、引き続き改善に努める。